

第3期

登米市教育振興基本計画



「文化財校舎」市内中学生 作成

令和8年1月

登米市教育委員会

目次

1	計画の策定に当たって	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画の期間	
2	教育環境を取り巻く社会情勢	2
	(1) 人口減少、少子高齢化のさらなる進展	
	(2) 家庭環境や地域社会の変化	
	(3) 新型コロナウイルスの感染症感染拡大と教育のDX化の進展	
	(4) ICT（情報通信技術）の進展	
	(5) グローバル化の進展	
	(6) 文化・芸術とスポーツへの関心の高まり	
	(7) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	
3	目指す姿	5
4	基本目標	6
5	計画の体系	7
6	施策の展開	9
	施策の基本方向 1-1 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成	9
	基本的取組1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進	
	基本的取組2 感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援	
	基本的取組3 健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援	
	施策の基本方向 1-2 学ぶ力・自立する力の育成	14
	基本的取組4 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長	
	基本的取組5 幼児教育の充実	

施策の基本方向	1-3 多様なニーズに対応し 誰一人取り残さない教育の推進・・・	18
基本的取組 6	特別な支援を必要とするこどもへのきめ細かな教育の推進	
施策の基本方向	2-1 信頼され魅力ある教育環境づくり ……	21
基本的取組 7	教員が学び続けるための体系的な研修の推進	
基本的取組 8	児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備	
施策の基本方向	2-2 学校・家庭・地域が連携・協働して こどもを育てる環境づくり ……	25
基本的取組 9	地域とともにある学校づくりの推進	
基本的取組 10	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
施策の基本方向	3-1 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実 ……	28
基本的取組 11	生涯学習機会の提供と人材育成の支援	
基本的取組 12	生涯学習を支援する環境づくりの推進	
施策の基本方向	3-2 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進 ……	32
基本的取組 13	こどもの健全育成に向けたスポーツ活動の推進	
基本的取組 14	生涯にわたる健康づくりと競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進	
基本的取組 15	スポーツ活動の充実に向けた環境づくりの推進	
施策の基本方向	3-3 文化財保護と文化・芸術活動の充実 ……	39
基本的取組 16	文化・芸術の鑑賞や発表の機会の充実と支援	
基本的取組 17	文化財の保存・継承と活用の推進	
7	計画の推進 ……	43
	(1) 関係機関、関係団体等との連携	
	(2) 登米市教育基本方針及びアクションプランの作成	
	(3) 点検・評価等及び進行管理	
資料編	……	44
	(1) 施策の成果指標と目標値	
	(2) 第3期登米市の教育等の振興に関する施策の大綱の策定経過 第3期登米市教育振興基本計画の策定経過	

1 計画の策定に当たって

(1) 策定の趣旨

本市では、平成27年度に策定した「登米市教育の振興に関する施策の大綱」と「登米市教育振興基本計画」のもと、教育施策を推進してきましたが、令和7年度をもって第2期計画の終期を迎えたことから、「第3期登米市教育等の振興に関する施策の大綱」を策定しました。

教育振興基本計画については、教育基本法第17条第2項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における地域の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

近年の教育を取り巻く環境をみると、少子高齢化、ICT（情報通信技術）やグローバル化の進展など、状況の変化はさらに加速しており、教育に関する課題がより一層複雑化・多様化しています。学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が示され、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、様々な教育動向への対応や保護者・地域の負託に応える教育の充実に向けて、今後における施策の方向性を明らかにするとともに、これらに基づく教育施策を総合的・体系的に推進していくことを目的として、「第3期登米市教育振興基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、本市における教育振興の施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な事項や計画を定めるもので、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものです。

また、国・県の教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第三次登米市総合計画や、本市の各種計画や施策との整合性を図るものです。

(3) 計画の期間

計画期間は、第三次登米市総合計画の計画期間が令和8年度から令和17年度までの10年間としていますが、策定後5年をめぐりに見直しができるものとしていることから、第3期登米市教育振興基本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、教育を取り巻く環境の変化や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じ本計画を見直します。

2 教育環境を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少、少子高齢化のさらなる進展

全国的な人口減少、少子高齢化が急速に進展している中、本市においても、平成17年の国勢調査で、約8万9千人であった人口は、令和2年の国勢調査では約7万6千人となり、約1万3千人、割合にして約15%が減少しており、また出生数も年々減り続けています。

令和17年には、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口で、約5万8千人になることが予測されています。将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や、家庭における教育・子育てへの支援、一人一人が社会の創り手・担い手として活躍する地域づくり・人づくりが課題となっています。

(2) 家庭環境や地域社会の変化

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄化し、地域の中での孤立化や、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。

一方、震災を通して地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識され、学校を地域コミュニティの核とした地域と学校のつながりが重要となっています。

このような中、子育て家庭を社会全体で支え、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくりが求められています。地域が人を育て、人が地域をつくるように積極的に取り組んでいく必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と教育DX化の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼし、教育分野においては学校行事の自粛や規模縮小、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。

その一方で、感染拡大を契機として社会のデジタル化は急速に進み、学校におけるICT（情報通信技術）の環境整備やオンライン教育が進展するなど、学びの在り方にも大きな変化が生じてきました。

今後は、ICTを生かしながらより良い教育環境の充実を図るとともに、情報活用の実践力や情報の科学的な理解、情報活用能力を身に付けるなど、更なる進展が見込まれる社会のデジタル化に対応できる人材の育成が求められています。

(4) ICT（情報通信技術）の進展

スマートフォンをはじめとしたICT機器の急速な普及に伴い、こどもから高齢者まで幅広くインターネットが利用されるようになるなど、生活の利便性の向上が図られ、教育をはじめとした様々な分野でICTの利活用が進められています。

一方、ICTが進展し、ネット社会が日常の一部となったことに伴い、ネット上のいじめや個人情報の取扱いなど情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。

Society5.0^{*1} 時代を生きる全てのこどもたちの可能性を引き出す創造性を育む学び、個別最適な学びと協働的な学びを実現するためのGIGAスクール構想^{*2}による1人1台端末の環境整備が行われたことから、授業等で効果的に活用できるよう、教職員のスキルアップを図りながら、教育の質的向上を図っていくことが求められています。

こうした現状を踏まえ、学校においても時代に即した情報活用能力の育成や、ICTを活用した学力の向上をはじめ教育の充実を図る必要があります。

(5) グローバル化の進展

情報通信等の技術革新により、情報や文化等は地域や国を越えて自由に行き来し、生活圏も広がっています。社会・経済・文化など様々な分野におけるグローバル化が進展している中で、コミュニケーション能力の育成や異文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力が求められています。

このような社会を生き抜く児童生徒に、自らの考えや意見を積極的に発信できるコミュニケーション能力を育成するため、小学校から始まる英語教育の更なる推進と充実を図る必要があります。

(6) 文化・芸術とスポーツへの関心の高まり

多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、市民一人一人が生涯にわたり自ら意欲をもって学び、生き生きと活躍できるよう、文化・芸術活動やスポーツに取り組める環境整備の充実が求められています。

スポーツに関しては、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、国民のスポーツへの関心の高まりや、各自治体が各国の事前合宿の受け入れを支援したことなどにより、スポーツがもたらす感動や喜びを直に感じられる絶好の機会になりました。

こうした文化・芸術とスポーツへの関心の高まりの中、生涯を通じて誰もがいつでも学ぶことができ、市民一人一人の個性や能力を伸ばすことができる機会の充実を図る必要があります。

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来とともに、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、こどもたち一人一人が、自分の良さや可能性を認識する必要があります。こうした中で、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs の掲げる目標の一つである「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことに向けた取組を進めていく必要があります。



※1 「Society5.0」:

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※2 「GIGA スクール構想」:

小・中・高等学校などの教育現場で児童生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取り組み。

「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All (全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。

3 目指す姿

人が幼児期から自ら学ぶことを楽しみ、生涯にわたって学び続けるためには、大人たちの励ましや支え、豊かな体験や出会いが必要です。こうした体験などを通して、人は自らが果たすべき役割に「気づき」「考え」「行動する」ことができるようになり、さらには将来を見据え、自らの夢や志の実現に向け、努力し続ける力を身に付けることができます。

このような育みは、学校・家庭ばかりではなく、社会全体の責務として、学校・家庭・地域が強い絆のもと、一体となって取り組むことが必要です。

また、地域課題に向き合い、学びながら地域住民が歩み続けていくため、地域の様々なリーダーの育成を図り、地区コミュニティ組織との連携による教育環境の整備を進めていかなければなりません。

めまぐるしく変化する社会にあって、人々が自立した一人の人間として生きていくためには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」を確実に身に付けていかなければなりません。同時に、社会の一員として、ふるさと登米が培ってきた歴史や文化を土台に、より良い社会を創造する、心豊かで主体的に生きる人間を育むことが求められています。

こうしたことから、「第3期登米市教育等の振興に関する施策の大綱」においても「目指す姿」「基本目標」「施策の基本方向」を定めております。

目指す姿

ふるさと「登米」を愛し、誇りを持ち、未来に向かって道を切り拓く、心身ともに元気で持続可能な社会の創り手・担い手となる「登米人」が育っています。

そして、自立・協働・創造する人づくりを基にした教育が展開され、人々の強い絆のもとに、一人一人が幸福感や生きがいを持ち、生涯にわたって学び続け、文化や伝統を守り、育む地域社会が形成されています。

4 基本目標

目標 1

自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育む

- 社会の中で自らが果たすべき役割を認識し、その実現のために自己理解の上に立ち、主体的に行動できる人づくりを進めます。
- 変化の激しい社会の中であって、たくましく社会を生き抜くために必要な知識・技能を身に付けさせます。

《施策の基本方向》

- 1-1 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成
- 1-2 学ぶ力・自立する力の育成
- 1-3 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

目標 2

学校・家庭・地域の教育力の向上と連携の強化や協働の推進を図り、社会全体で子どもを守り育て、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくる

- 学校・家庭・地域それぞれの教育力を充実させ、相互に連携しながら人づくりを進める仕組みをつくりまします。
- 地域の豊かな教育資源を有効に活用し、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくりまします。

《施策の基本方向》

- 2-1 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 2-2 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくり

目標 3

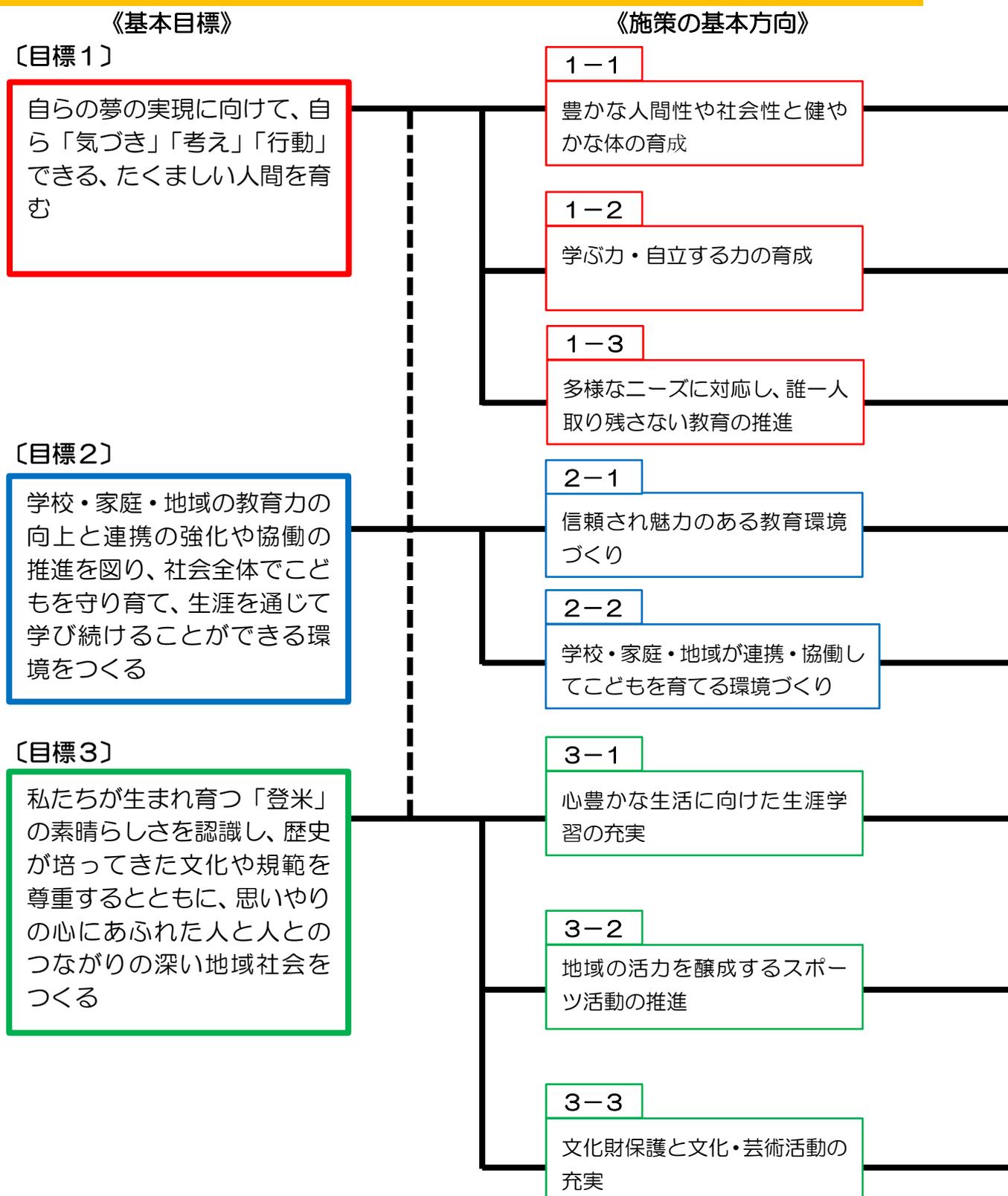
私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い地域社会をつくる

- ふるさとを守り、育ててきた先人の思いを大切に、これまで積み重ねてきた文化や規範を尊重する人づくりを進めます。
- 思いやりや助け合いの心を育み、他者と適切な関係を築きながら、幸せや豊かさを感じられる地域社会をつくりまします。

《施策の基本方向》

- 3-1 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実
- 3-2 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進
- 3-3 文化財保護と文化・芸術活動の充実

5 計画の体系



《基本的取組》

《主な取組》

1	小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進	よりよい生き方を求める力の醸成 防災・安全教育の推進		
	2	感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援	思いやりの心や倫理観、規範意識の醸成と人権教育の推進 いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実	
		3	健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援	学校保健の充実と食育の推進 基礎体力の向上と生涯にわたって運動に親しむ態度の育成
	4		基礎的な学力の定着と活用する力の伸長	主体的・対話的で深い学びにつながる、「より分かる」授業づくりの実践 ICTの効果的な活用の推進
		5	幼児教育の充実	幼児期における「学び土台づくり」の推進 幼保連携による質の高い教育・保育の提供
6	特別な支援を必要とするこどもへのきめ細かな教育の推進	一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実 幼・保・こ・小・中・高の連携と、関係機関による情報の共有		
7	教員が学び続けるための体系的な研修の推進	教育支援センター研修事業の充実 教員の働き方改革		
		8	児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備	適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置の推進 DXを取り入れた教育の推進 学校施設の計画的な点検と整備
			9	地域とともにある学校づくりの推進
10	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	学校支援体制の強化と学校、家庭、地域の連携強化 持続可能な部活動の地域展開の推進		
		11	生涯学習機会の提供と人材育成の支援	社会情勢や地域のニーズに即した学習機会の提供 積極的に地域社会に関わる新たな人材育成 ジュニア・リーダーの育成とこどもの健全育成の推進
12	生涯学習を支援する環境づくりの推進		社会教育施設等の整備と効率的な管理運営 学びの成果を生かせる活動への支援	
			13	こどもの健全育成に向けたスポーツ活動の推進
14	生涯にわたる健康づくりと競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進	スポーツ活動を支える団体への支援と連携 誰もが親しめる地域スポーツ活動の推進 競技力向上に向けたスポーツ活動への支援		
		15		スポーツ活動の充実に向けた環境づくりの推進
16	文化・芸術の鑑賞や発表の機会の充実と支援		文化や芸術に親しむ機会の提供	
		17	文化財の保存・継承と活用の推進	文化財の調査研究と保存活用 伝統芸能等の保存伝承と担い手育成

6 施策の展開

《基本目標1》

自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育む

《施策の基本方向》 1-1

豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成

成果と課題

少子高齢化や人口減少など社会構造が急激に変化する予測困難な時代において、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく資質・能力が求められます。

「行きたくなる学校づくり」を推進し、児童生徒の主体的な取組による「絆づくり」や教師による学級や授業での「居場所づくり」に取り組んだことにより、小中学校ともに自己肯定感の高まりが見られました。しかし、不登校児童生徒は、本市においても全国同様に出現率が増加傾向であり、学校環境に適応できず、学習活動や集団生活に支障をきたしている児童生徒が増加しております。これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談時間を増やすなど、児童生徒や保護者の心に寄り添った対応を行ってきました。また、令和2年4月から「けやき教室」を「心のケアハウス」に一体化し、登校に不安を抱える児童生徒への個に応じた相談や支援体制の整備を図りました。今後も学校、家庭、専門機関が連携し、一人一人の児童生徒に寄り添った支援を提供していく必要があります。また、児童生徒の社会性を育成することにより、問題行動や不登校等の未然防止と解消を図る必要があります、学校と家庭・地域社会との連携を強化していくことが求められています。

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校、中学校の男女とも体力合計点は全国及び県の平均を上回っていますが、小学校では、男女とも全国より1日当たりの運動時間が短くなっています。その背景として、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校内外での活動が制限され、運動時間が減少したことや、テレビやスマートフォンなどの利用時間の増加により生活習慣が変化したことなどが考えられ、運動習慣の確立を図っていく必要があります。

方向性

- (1) 児童生徒がたくましく社会を生き抜いていくため、心身の調和のとれた発達を目指し、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- (2) 東日本大震災の経験を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した防災意識の向上と災害発生時に、児童生徒が自助の意識と共助の意識をともに高めるように努めます。

- (3) 災害時の避難所等として役割を果たす学校施設の安全安心な環境の保全に努めるとともに、地域と連携した防災・安全体制の整備を進めます。
- (4) 特別の教科「道徳」の授業を要に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、児童生徒がより良く生きるための基盤となる道徳性を養うことにより、いじめや不登校の未然防止に努めます。
- (5) いじめや不登校等の対応については、専門カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談の体制を充実させ、問題の背景にある環境（学校・家庭・地域等）に働きかけるなど関係機関との連携を進めます。また、全ての児童生徒の学びを保障するため、校内支援、訪問支援員の訪問による学習支援及び心のケア等、専門職員も含め情報や対策について共通認識を持ち、児童生徒一人一人の状況に寄り添った支援体制の充実を図ります。
- (6) こどもたちが生涯にわたり、主体的に運動やスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、心身の健康の保持増進を図るとともに、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着と学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組めます。
- (7) 食を通じた心身の健全な育成に向けて、食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R6年度)	目標 R12年度
全国学力調査 (質問紙)における 全国平均との対比	自己肯定感（自分によいところがある）の全国平均との対比(小学校6年生)	%	101.0	105.0
	自己肯定感（自分によいところがある）の全国平均との対比（中学校3年生）	%	100.3	105.0
体力・運動能力 調査における 全国平均との 対比	小学校児童の体力・運動能力の全国平均との対比（小学校5年生）	%	男子 100.8 女子 102.4	男子 102.0 女子 104.0
	中学校生徒の体力・運動能力の全国平均との対比（中学校2年生）	%	男子 101.6 女子 104.2	男子 103.0 女子 105.0
不登校児童生徒の 学びの保障の割合	不登校児童生徒のうち、けやき教室や心のケアハウス、別室登校などにより学びの保障が行き届いている割合	%	95.6	98.0

《基本的取組 1》



小・中・高等学校を通じた「志教育」※³の推進

《主な取組》

①よりよい生き方を求める力の醸成

児童生徒が自分の夢に向かって、自分はどうすべきか、何ができるかを判断、行動し、自らのよりよい生き方を求め続ける力の醸成を図るため、人と「かかわる」、よりよい生き方を「もとめる」、社会での役割を「はたす」視点での活動を各教科や体験活動等において計画的・意図的に推進し、志教育の充実を図ります。

②防災・安全教育の推進

学校教育活動全体を通じて、地域と連携した実践的で児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

また、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組を行います。

《主な事務事業》

- ・行きたくなる学校づくりの推進
- ・居心地のよい学級づくり支援事業
- ・防災・安全教育の推進
- ・キャリアセミナー推進事業

※³「志教育」:

小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育です。

《基本的取組 2》



感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援

《主な取組》

①思いやりの心や倫理観、規範意識の醸成と人権教育の推進

各教科や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通じて、対話の実践と他者理解を深める能力を養い、人とのかかわりの大切さを実感させ、共によりよく生きる思いやりの心、美しいものに感動する心、多様性を尊重し平和な社会を築こうとする心を育て、倫理観、規範意識の醸成を図ります。

②いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実

いじめや不登校、学校環境に適応できない児童生徒等の未然防止及び早期発見・早期対応に向けて、家庭や地域社会、関係機関等との連携を強化し、生徒指導や相談の体制を充実させます。

《主な事務事業》

- ・ 道徳教育の推進
- ・ けやき教室運営事業
- ・ 子どもの心のケアハウス設置事業
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業
- ・ キャリアセミナー推進事業
- ・ 居心地のよい学級づくり支援事業

健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援

《主な取組》

①学校保健の充実と食育の推進

各学校において児童生徒に対する健康診断、保健指導等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関と連携して学校保健の充実を図ります。

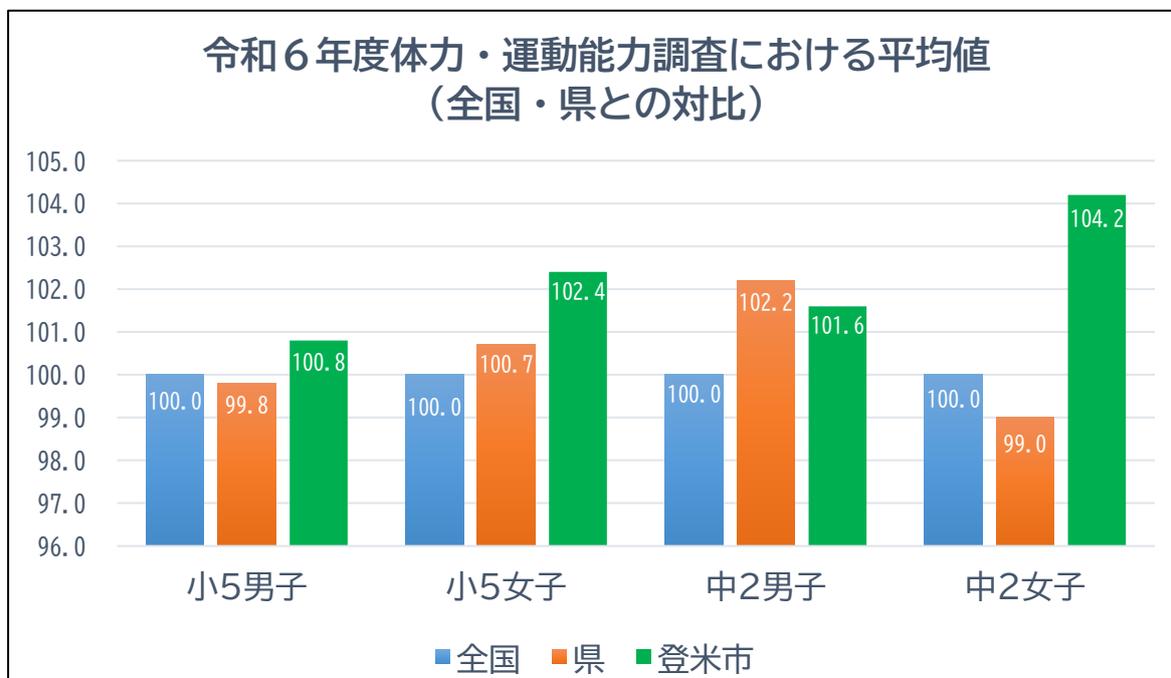
また、食事が心身の成長にとって大切であることを理解させるため、発達段階に合わせた食に関する指導を関係機関との連携を図りながら継続的に行います。

②基礎体力の向上と生涯にわたって運動に親しむ態度の育成

こどもたちが、生涯にわたって健康でたくましく生き抜いていくために、体を動かすことの楽しさを実感できるような取組を推進するとともに、運動に親しむ機会を充実させることにより、基礎体力の向上を図ります。

《主な事務事業》

- ・「食」に関する指導
- ・就学時健康診断
- ・体力・運動能力調査
- ・中学校総合体育大会等参加支援



※全国の平均値を100とした場合の、県、登米市の平均値との比較

学ぶ力・自立する力の育成

成果と課題

学力向上の取組としては、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりのための指針となる登米市学習スタンダード^{※4}を策定し、教職員の授業力向上及び資質向上を図るとともに、児童生徒の学力向上に努めてきました。

学力に関する諸調査結果において、本市の児童生徒は全国平均よりも低い状況が続いています。「分かる授業」の提供は改善が見られていますが、学力定着のためには、学校において児童生徒が意欲的に取り組める主体的・対話的で深い学びへの授業改善をより一層進め、自立した学習者の育成を目指すとともに、家庭学習の内容や時間について、学校と家庭が意識を共有し、連携して取り組む体制を築いていく必要があります。

GIGAスクール構想に基づき、令和4年度までに全ての児童生徒に導入した1人1台端末は、コロナ禍において遠隔授業やAI型ドリル教材を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な学びの推進に大きく寄与し、端末を活用した学習活動、不登校児童生徒への対応に当たっては、欠かせないものとなりました。

さらに、人間形成の基盤を培う幼児期においては、遊びを中心とした集団生活の中で基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。

変化が著しく予測困難なこれからの時代において、児童生徒の可能性を引き出し、自らの可能性を認識し、他者と協働しながら創造的に課題を解決し、持続可能な社会の創り手・担い手として必要となる資質・能力の育成を図ることが求められています。

方向性

- (1) 児童生徒が「学ぶことに興味・関心を持つこと」、「授業の中で見通しを持って粘り強く取り組むこと」、「自己の学習を振り返って次につなげる学びをすること」といった自ら学んだことを生かそうとする、学びに向かう力、人間性などを育てます。
- (2) 登米市学習スタンダードの活用による授業づくりを推進するとともに、幼・保・こ・小・中と社会との連携・接続を図りながら、主体的・対話的で深い学びを通して、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育み、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指します。
- (3) 学力向上に資するPDCAサイクルを強化し、市学力調査等の実施及び結果分析を踏まえ、各校における指導の見直しや、評価につなげるとともに、実態に応じた授業改善を推進します。
- (4) ICTを活用した学びを効果的に取り入れることにより、情報活用能力の育成や、急速に変化する社会への対応力と生き抜くための力を育成します。タブレット端末等を有効活用することにより、児童生徒の興味・関心や習熟度に応じた質の高い多様な学びを推進します。
- (5) 幼児期において健康な生活は、全身を使っての遊びとバランスのとれた食事、十分な睡眠が大切です。基本的な生活習慣を身に付けるための生活体験等を通じた幼児教育の充実を図ります。

また、幼児に安全で安心な教育環境を提供するため、施設の適正な配置や施設の維持管理に努めるとともに、子育て支援対策と連携しながら、保護者のニーズに寄り添った幼稚園の運営に取り組みます。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R 6 年度)	目標 R12 年度
標準学力調査 における全国 平均との対比	小学生の学力の全国平均との比較	%	93.0	96.0
	中学生の学力の全国平均との比較	%	87.9	94.0
分かりやすい 授業の実施	全校生徒へのアンケート結果で、 「良く分かる・分かる」の割合	%	94.0	97.0

※4「登米市学習スタンダード」:

登米市独自の授業スタイルであり、児童生徒が主体的に学ぶ、分かる授業づくりを通して学力向上を目指す。

- 1 「やるぞ！」～進んで課題に取り組もう～
- 2 「そうか!」「なるほど!」～みんなで考えを出し合おう～
- 3 「分かった!」「できた!」～振り返りで学びを深めよう～

基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

《主な取組》

①主体的・対話的で深い学びにつながる、「より分かる」授業づくりの実践

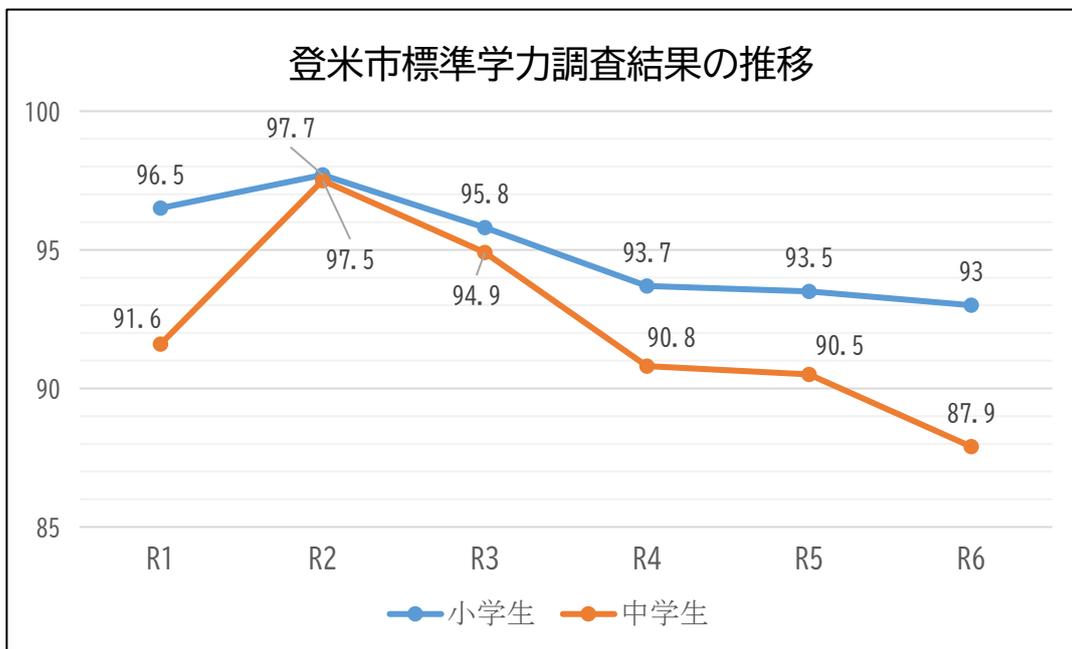
児童生徒の主体的な学びを育み、基礎的な学力の定着を図るため、「登米市学習スタンダード」を活用した授業づくりを継続するとともに、学校全体で、児童生徒が「学ばしき」や「分かる喜び」を実感できる授業づくりを進めます。

②ICTの効果的な活用の推進

1人1台端末やクラウド環境等を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるとともに、児童生徒の情報リテラシー^{※5}や情報活用能力の育成を図ります。

《主な事務事業》

- ・登米市教育支援センター研究員研修事業
- ・ICT活用研修会
- ・登米市標準学力調査
- ・外国語指導助手配置事業



※全国の平均値を100とした場合の、登米市の平均値の推移

※5 「情報リテラシー」：
情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力

幼児教育の充実

《主な取組》

① 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進

幼児教育と小学校教育が切れ目なく展開できるよう、幼稚園等と小学校が交流活動や研修の実施などを通して相互理解を深め、こどもたちの学びと成長がつながっているという視点に立ち、学ぶ土台づくりの推進に取り組みます。

② 幼保こ連携による質の高い教育・保育の提供

子育て支援対策と連動し、より質の高い教育と保育を一体的に提供するため、幼稚園と保育所等との交流を図り、こどもたちが協力し、思いやりの心を育む活動を通して、円滑な小学校への就学に向け連携を図ります。また、幼稚園教諭や保育士、保育教諭のスキルアップを目指して、関係機関との連携による研修の強化に努め、保護者のニーズに寄り添った幼稚園の運営に取り組みます。

《主な事務事業》

- ・学ぶ土台づくり研修会
- ・保・幼・こ・小関連研修会

多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

成果と課題

これまで、障がいの程度や特性に応じた教育課程の編成に取り組むとともに、多様な学びの場を確保するなど、教育環境の整備を進めてきました。様々な取組を通じて、教職員の意識も高まりすべての学校において「特別支援」に関する研修会が実施され、適切な支援の方法や個別の支援計画作成等につながっています。

少子化により児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりや障がいのあるこどもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正により、全国的に特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。本市においても、特別な支援を必要とする児童生徒の増加や通常の学級に在籍しながら通級による指導や個別の支援を必要とする児童生徒数も増加していますが、その支援を行う学習支援員の不足により、十分な支援に至っていない現状です。

今後も、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全てのこどもたちが、可能な限り同じ場で共に学び、こどもの自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに的確に応える指導ができる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

方向性

- (1) 特別な支援を必要とするこどもの自立と社会参画に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組みます。
- (2) こどもが抱える課題に適切に対応し、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援の充実を目指します。
- (3) 特別な支援を要するこどもたちが増加している現状から、幼稚園・保育所・こども園等と小学校の情報共有を図るとともに、小中学校間の教員間で連携を深め、支援体制の充実を図ります。
- (4) 障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持つすべてのこどもたちの心豊かな生活と共生社会（インクルーシブ社会^{※6}）の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な状況に応じたきめ細かな教育を展開します。

※6 「インクルーシブ社会」：
障がいだけでなく、性別、年齢、国籍や宗教、文化などの多様性を認め合い、ともに暮らしていく社会

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R 6年度)	目標 R 12年度
特別支援学校との交流	特別支援学校に通う子どもたちが居住地の小中学校に通う子どもたちと交流及び共同学習した割合	%	100.0	100.0
特別支援理解に関する研修会	各校における「特別支援」に関する研修会の実施の割合 (実施校数/全学校数)	%	100.0	100.0
学習支援員配置に関する満足度	特別な支援が必要な児童生徒の学級における満足度	%	69.9	75.0

特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かな教育の推進

《主な取組》

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

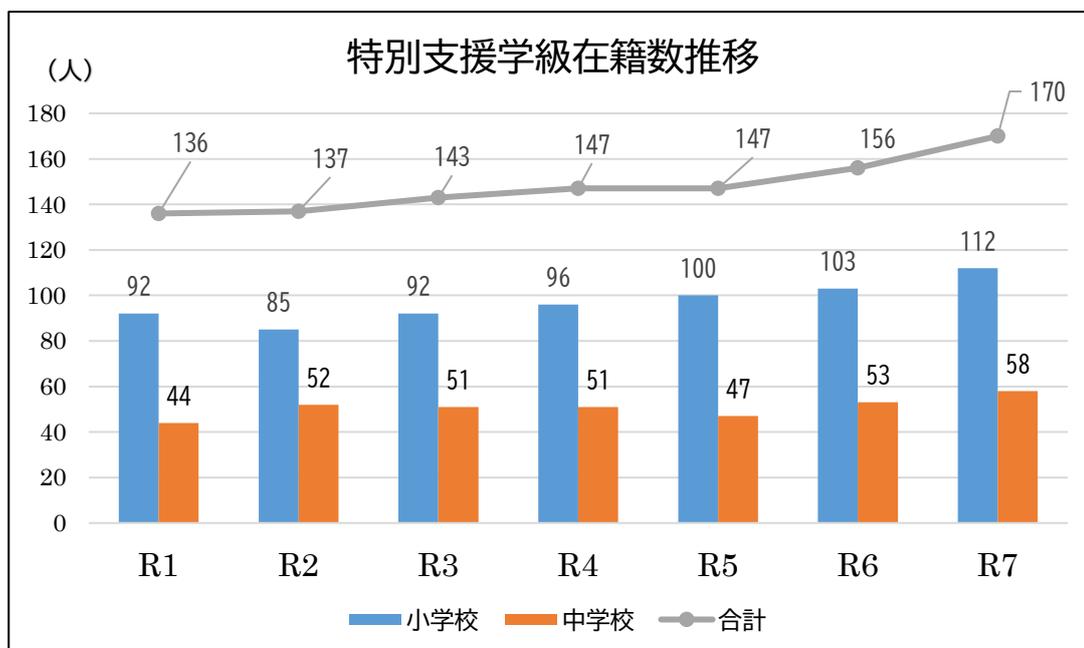
インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境づくりの整備に取り組みます。特別な支援を必要とする子どもの能力や特性を最大限に伸ばすことができるよう、様々な教育的ニーズに応えられる教育課程の編成に取り組むとともに、多様な学びの場を提供し、学習支援員を配置するなど指導・支援の体制の充実を図ります。

②幼・保・こ・小・中・高の連携と、関係機関による情報の共有

多様な障がいのある園児、児童生徒の指導・支援は、適切な支援の目的や教育的支援の内容を共有し、就学前から就学時、そして進学後までの切れ目ない支援に生かすために、幼・保・こ・小・中・高や関係機関と情報を共有し、連携を図ります。

《主な事務事業》

- ・ 特別支援教育研修会
- ・ 学習支援員の配置
- ・ 特別支援地域連携の推進
- ・ 幼・保・こ・小・中・高の情報交換会



《基本目標2》

学校・家庭・地域の教育力の向上と連携の強化や協働の推進を図り、社会全体で子どもを守り育て、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくる

《施策の基本方向》 2-1

信頼され魅力ある教育環境づくり

成果と課題

教職員の学び、指導力向上のため、令和2年度より教育支援センターを立ち上げ、「学力向上」「ICT活用」を中心に学校現場の支援に取り組んできました。また、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末やクラウド環境を効果的に活用した学習活動を充実させるなど、教育環境の整備を進めてきました。今後も、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることによって、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る必要があります。

「登米市学習スタンダード」に基づき学習指導の工夫や改善に努め、児童生徒の豊かな人間性と学力・体力の更なる向上に取り組んできましたが、少子高齢化や社会情勢の変化から、人間形成の基礎を培う学校教育の充実が一層重視されています。

小中学校の適正な規模及び配置については、令和元年度から登米市立小中学校等再編構想に基づき、小学校の学校再編は、旧町域に1校の配置を基本に取り組んできましたが、今後着手する中学校再編については、少子化に伴い生徒数が急激に減少していることを踏まえ、将来の生徒数の動向を見据え、中学校の適正規模や通学区域を考慮した再編構想の見直しを進めていく必要があります。

全ての小中学校においては、コミュニティ・スクール^{※7}を導入したことにより、学校・家庭・地域の連絡強化が図られ、協働して児童生徒を守り育てる環境を構築してきましたが、更なる地域に開かれた地域とともにある学校づくりを進めていく必要があります。

方向性

- (1) 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図るため、高度な教育的実践力のもとより、その基盤となる教育への情熱、子どもたちに対する教育的愛情や深い理解、そして社会の変化に適応するための知識及び技能など、教員の能力の総合的な向上を図ります。
- (2) 少子化によって児童生徒数が減少する中で、児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校づくりを目指し、人間関係の固定化など小規模校に起因する教育課題の解決を図るため、中長期的な視点で学校施設の適正規模・適正配置を推進します。

※7 「コミュニティ・スクール」:

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら児童生徒の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教法第47条の5）に基づいた仕組みで、学校運営協議会を設置した学校

- (3) 児童生徒が、安全な環境で学習するため、老朽化している学校施設の修繕や改修など、計画的な整備に取り組みます。
- (4) DX化が進展する社会の担い手として必要となる、デジタルツールを効果的に活用して自ら課題を見つけ解決する力を伸ばしていくために、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な実現を目指します。ICTの学習環境として、タブレット端末等を有効活用することにより、児童生徒の興味・関心や習熟度に応じた質の高い多様な学びを推進し、環境整備を図るとともに教員のスキルアップを図ります。
- (5) 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら児童生徒の成長を支えていくため、地域に開かれた地域とともにある学校づくりを進めます。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R6年度)	目標 R12年度
分かりやすい授業の実施	全校児童生徒へのアンケート結果で「良く分かる・分かる」の割合	%	94.0	97.0

教員が学び続けるための体系的な研修の推進

《主な取組》

①教育支援センター研修事業の充実

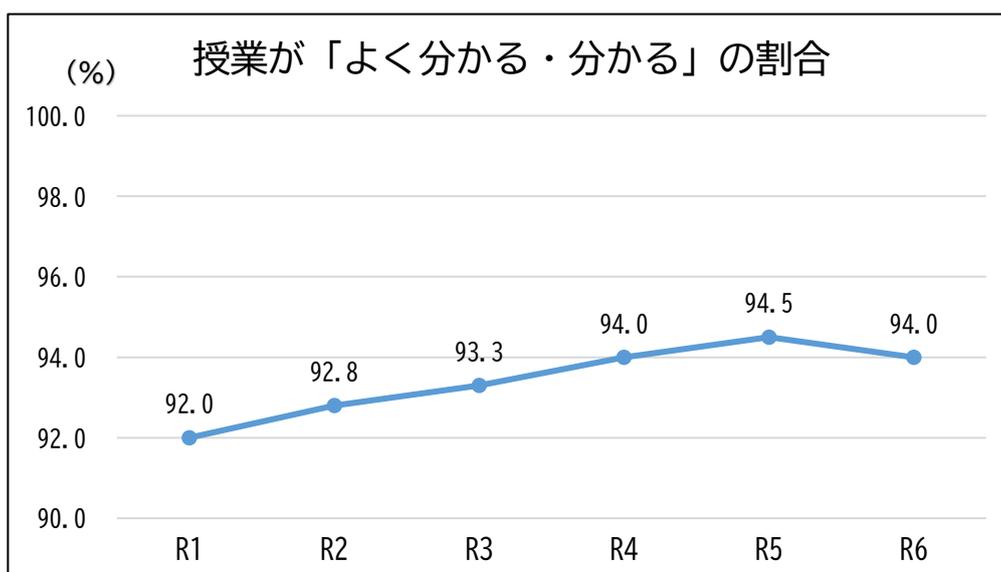
「学力向上」を柱として、「登米市学習スタンダード」に基づいた分かる授業づくりの推進、教員の資質向上に資する研修会の充実、GIGAスクール構想と連動し、ICT活用による授業づくり研修や業務の改善、情報発信により教職員の資質向上を図ります。また、受講者ニーズ、研修内容等に合わせて、オンラインやオンデマンド、対面など、様々な研修形態で研修会を開催し、質の高さと受講のしやすさの両立を図ります。

②教員の働き方改革

教員の役割分担の適正化や勤務時間の客観的な把握による業務量の適切な管理を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行えるよう勤務実態の改善を図ります。また、臨床心理士、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門員による相談体制など学校を支える体制の確立を図ります。

《主な事務事業》

- ・教育支援センター運営事業
- ・ICT活用研修会の実施
- ・教員の適切な管理に関する規程の運用
- ・各種研修



※登米市の教育通信簿



児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備

《主な取組》

①適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置の推進

学校再編準備委員会や開校準備委員会を設置するなど、地域との合意形成を図りながら、小学校の適正な規模及び配置による学校再編に取り組みます。

なお、中学校再編については、少子化に伴い生徒数が急激に減少していることを踏まえ、将来の生徒数の動向を見据え、中学校の適正規模や通学区域を考慮した再編構想の見直しに取り組みます。

②D X を取り入れた教育の推進

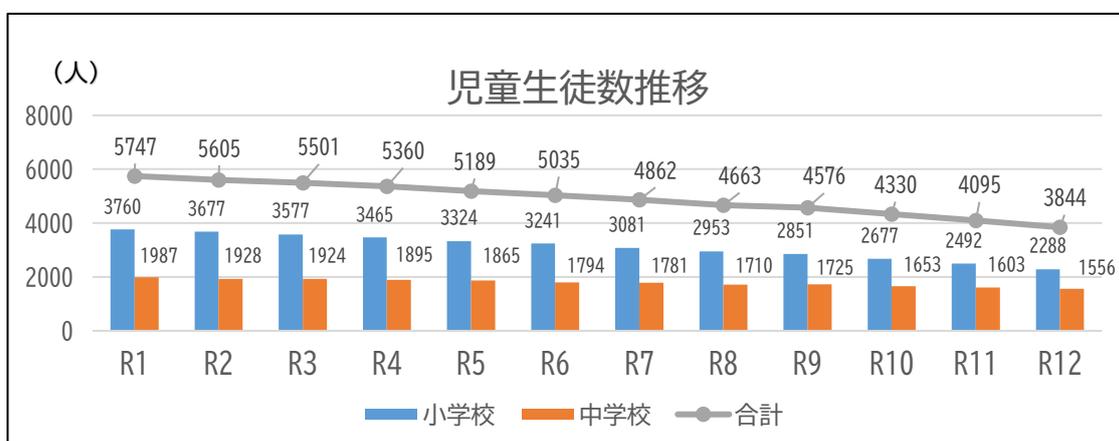
多様化する教育ニーズへの対応や魅力ある教育環境づくりに向けて、デジタル化による教育内容の充実と学校業務の効率化を着実に進めていくことが一層重要になっています。蓄積した教育データの分析及び利活用によって個々の学びの状況に応じた学習支援を行い、校務D Xを通じた働き方改革を図り、誰もが自分らしく学び、自身の可能性を広げられるよう教育D Xを推進し、学びの変革に取り組みます。

③学校施設の計画的な点検と整備

学校施設の法定点検や教職員の定期点検により、安全確保や維持管理に努め、必要に応じた改修を実施し、施設の長寿命化による有効活用に取り組みます。また、施設の老朽化の状況等を踏まえて、他用途への転用や解体等に取り組みます。

《主な事務事業》

- ・小中学校等再編整備事業
(登米市学校再編準備委員会) (登米市開校準備委員会)
(再編新校の劣化診断等調査事業) (再編新校等準備事業)
- ・I C T教育環境整備事業
- ・教育支援センター研究員によるI C T活用研修
- ・学習用オンラインアプリケーション活用
- ・学校施設の点検と整備の実施
- ・学校衛生環境対策



学校・家庭・地域が連携・協働してこどもを育てる環境づくり

成果と課題

本市では、全ての小・中学校で学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなりました。各地区において実情に応じた「地域とともにある学校づくり」が進められていますが、学校によっては、学校・保護者・地域との熟議を重ね、学校運営への幅広い参画と協働活動の充実を図る必要があります。

中学校の部活動については、少子化によりチーム編成が困難なことや教員の負担軽減を図る取組が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、今後の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等について検討する必要があります。

方向性

- (1) 学校・家庭・地域の協働の取組を更に充実・発展させ、安全で安心してこどもを育てる環境づくりを進めます。
- (2) 学校運営への地域住民等の参画を促進して地域の声を学校運営に生かし、地域の実情を踏まえた地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）を進めます。
- (3) 中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じ、関係団体と連携しながら、部活動の地域連携や地域展開に向けた一体的な環境整備に取り組みます。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R6年度)	目標 R12年度
地域や社会のために何かをすべきかを考える児童生徒の全国平均との対比	全国学力・学習状況調査質問紙調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の全国平均との比較	—	小学生 102.3 中学生 103.9	小学生 105.0 中学生 106.0
学校支援ボランティアの参加者数	学校支援ボランティアの登録者数	人	460	500



学校支援ボランティア研修会

《基本的取組 9》

地域とともにある学校づくりの推進



《主な取組》

① コミュニティ・スクールの充実

開かれた学校づくりを推進し、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じた児童生徒の資質・能力の育成と、地域全体で児童生徒を育む持続可能な共助社会の構築を目指します。

学校と地域とが、共有する目標に向かって、共に学校運営の充実・改善に取り組む方を協議する体制を整備し、学校教育への保護者や地域の多様な意見を吸い上げ、経営方針や教育活動へ生かすとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容等を明確に説明し合意形成を図ります。

また、学校・地域が一体となって児童生徒を育てていくための課題、情報や目標の共有を図り、保護者や地域の学校運営への参画や連携を推進します。

《主な事務事業》

- ・コミュニティ・スクール推進事業

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

《主な取組》

①学校支援体制の強化と学校、家庭、地域の連携強化

学校・家庭・地域が、本市の教育の振興に向けてそれぞれの役割の重要性を認識するとともに、協働により児童生徒の成長を支えていく教育活動を推進します。

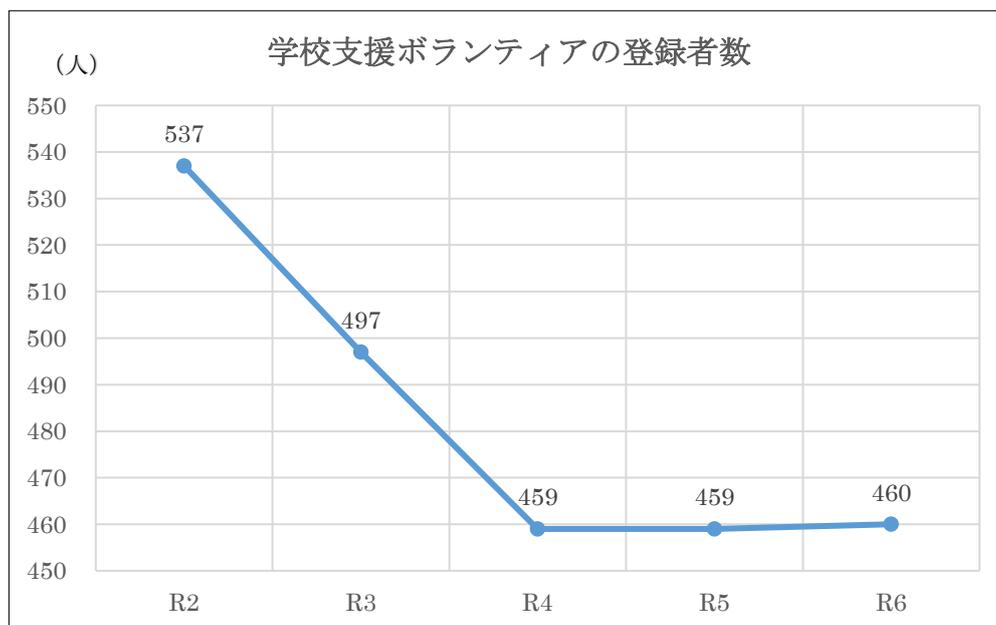
また、協働教育地区コーディネーターとコミュニティ・スクールの連携強化を図り、学校支援ボランティアや地域人材の活用、企業からの協力により、学校支援体制の強化を図ります。

②持続可能な部活動の地域展開の推進

部活動の地域連携や地域展開については、本市のこどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、こどもたちの豊かで幅広い活動機会の環境づくりを目指し、生徒・教員・保護者のニーズや地域の実情についての状況把握等を行い、各地域や種目に応じた地域展開や学校を中心とした地域連携など、様々なケースを想定し、慎重かつ丁寧に検討を進めます。

《主な事務事業》

- ・学校・地域教育力向上対策事業
- ・地域防災訓練
- ・情報の共有（学校HP、市支援センターHP等の活用）
- ・放課後子ども教室事業
- ・中学校部活動の地域展開



《基本目標3》

私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い地域社会をつくる

《施策の基本方向》 3-1

心豊かな生活に向けた生涯学習の充実

成果と課題

公民館等に指定管理者制度を導入し、市民による「公民館の自主管理、自主運営」を行い、公民館等を地域の活動拠点として、誰もが参加しやすく学びたい気持ちに応えられるような生涯学習機会を提供してきました。

令和5年度に実施した市民意向調査では、他の施策と比較して、生活環境を高める取組の一つとなる「生涯学習の推進」の満足度及び重要度は平均値を下回っており、生活を潤し心豊かにする生涯学習の取組をさらに推進していく必要があります。

少子高齢化や人口減少に伴う地域社会の変化を踏まえ、学びのニーズの把握や地域団体との連携の在り方を捉えながら、地域のヒト・モノ・コトを基盤とした社会教育事業の充実が求められています。

また、生涯学習の拠点であり、地域の拠り所となっている公民館等社会教育施設の老朽化が進んでおり、利用者が快適に学習活動ができるよう、施設の長寿命化や修繕・改修が課題となっています。

方向性

- (1) 市民一人一人が、ライフスタイルに合わせて学習機会を選び、学習できるよう、生涯学習に係る学習情報の収集と提供に努め、総合的な生涯学習推進を図ります。
- (2) 市民ニーズの多様化・高度化に対応した取組や社会の変化に対応した学習機会や情報を提供します。
- (3) 各世代の指導者の育成や、学習活動に取り組む市民の掘り起こしのほか、意欲的な市民がボランティア等で活躍できるように支援します。
- (4) こどもの心身の成長のため、ジュニア・リーダーの育成や、青少年健全育成活動を支援します。
- (5) 指定管理制度による公民館等の運営を継続し、効率的な管理運営と計画的な施設修繕のほか、登米市図書館構想における基本理念に基づき、新たな図書館の整備を推進します。
- (6) 公民館等社会教育施設の適正な配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を進め、効率的な管理運営を行うとともに、あらゆる世代の活動拠点づくりに取り組みます。

目 標 指 標

指標項目	指標の説明	単位	現 況 (R 6 年度)	目 標 R12 年度
社会教育事業への 延べ参加者数	公民館、ふれあいセンター、図書館（室）、視聴覚センター、サトウサトルミュージアムにて開催した社会教育事業	人	65,038	67,600



「米川キッズ教室」



生涯学習機会の提供と人材育成の支援

《主な取組》

①社会情勢や地域のニーズに即した学習機会の提供

多様な市民ニーズに対応し、それぞれの施設が有する機能や、地域の特性を生かした事業の実施に向け、社会教育事業を実施する公民館等への巡回訪問や研修会等の開催、社会教育主事資格者養成事業により、地域での学びや課題解決の専門職を配置して、生涯学習機会の提供を支援します。また、図書館や生涯学習センター等で行われる社会教育事業についても、広報やホームページ、SNS等を活用し情報を発信します。

②積極的に地域社会に関わる新たな人材育成

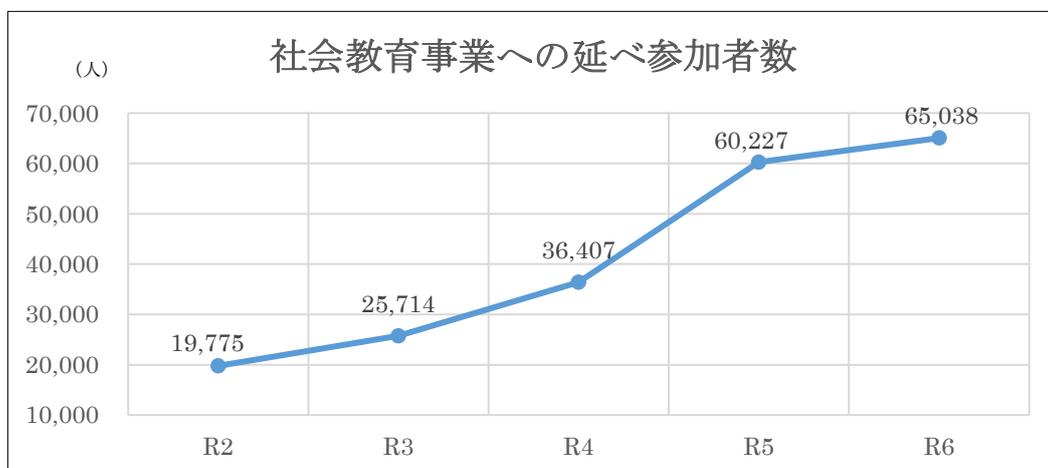
若者が地域活動を始めのきっかけづくりの支援や、多様なボランティア養成事業を実施します。さらに、各世代の指導者の育成を支援し、あらゆる年代から地域社会に関わる人材を育成します。

③ジュニア・リーダーの育成とこどもの健全育成の推進

こどもの学習機会の提供と、積極的に地域活動に取り組み地域の担い手となるジュニア・リーダーの育成のほか、青少年のための登米市民会議を支援し、青少年を守り育てる地域づくりと、地域の一員としての青少年の参加・参画による地域づくりを推進します。

《主な事務事業》

- ・社会教育法に基づく公民館の事業（地域住民のための生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業）
- ・社会教育主事資格者養成事業
- ・社会教育関係団体の活動支援事業
- ・ブックスタート事業



R2～R4 は新型コロナウイルス感染症の拡大により参加者数が減少している。



生涯学習を支援する環境づくりの推進

《主な取組》

①社会教育施設等の整備と効率的な管理運営

市民が安全安心に利用できるよう、施設の修繕や長寿命化に向けた計画的な改修を実施します。

また、生涯学習と地域の活動拠点となる公民館・ふれあいセンターについては、利用状況に応じた規模となるような施設の更新、遊休施設を活用した施設整備の検討を行います。

図書館については、市民の誰もが利用しやすい、「学びと交流の拠点施設」として、求められる機能やサービスなどの向上に取り組みます。

②学びの成果を生かせる活動への支援

市民が各種講座及び研修会等で学んだ生涯学習の成果を日常生活や地域に生かす活動を支援し、生きがいや充実感を感じられる豊かな生活につなげます。

《主な事務事業》

- ・ 指定管理者制度による生涯学習関係施設の管理・運営
- ・ 公民館等改修・修繕事業
- ・ 図書館整備事業

地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進

成果と課題

スポーツ活動を通じて、市民の心身の健康と体力・運動能力の向上を図るとともに、スポーツへの関心と意欲が高まり、スポーツが日常生活の一部となるよう各種スポーツ団体と連携しながらスポーツやレクリエーション活動の推進を図ってきました。

一方、生活環境の変化と運動不足に起因する体力・運動能力の低下や、日常生活における様々なストレスが原因と思われる体調不良などが増えています。

少子高齢化や人口減少など地域のつながりの希薄化やライフスタイルの変化など価値観が多様化する中で、地域の行事やスポーツ活動への参加者が減少している状況であったことから、競技性の高い「ふるさとスポーツ祭」を、市民参加型の「元気！！とめスポーツ大会」に見直すなど、誰でも親しめるスポーツ活動を推進しています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、長沼ボートクラブハウスでボート競技に出場したポーランド共和国チームの事前合宿を受け入れ、地域をあげて応援・交流をしてきました。このオリンピックを契機としたポーランド共和国との交流を続けながら、長沼を拠点としたボート競技や市内外のスポーツ少年団、大学のスポーツ合宿等を通じて、競技者と市民が活躍・交流する場を創出していく必要があります。

引き続き、市民、地域、スポーツ団体、関係部局と連携、協力し、市民の誰もがスポーツ活動に親しめる環境づくりに努め、健康で活力に満ちた活動を支援し、生涯スポーツの広がりを図る必要があります。

また、スポーツ活動の拠点である体育施設の多くは、指定管理者制度を導入して管理運営を行っておりますが、多くの施設において老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や計画的な修繕・改修が課題となっています。

方向性

- (1) 日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりと、心身の健康と体力・運動能力の向上を図り、スポーツを通じて交流を深めながら、健康で活力に満ちたコミュニティづくりを推進します。
- (2) 総合型地域スポーツクラブや、各スポーツ団体等の活動を支援し、市民が、いつでも、どこでも、スポーツに気軽に親しみ身近に楽しめる環境づくりを促進します。
- (3) スポーツ少年団活動への支援と、中学校部活動の地域展開に向けた指導者の育成に対する取組を推進します。
- (4) スポーツ施設の適正な配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を進め、効率的な管理運営を行うとともに、あらゆる世代の活動拠点づくりに取り組みます。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R6年度)	目標 R12年度
スポーツ少年団等 加入率 (小学生・中学生)	スポーツに親しむ各種スポーツ少年団や部活動の地域展開の受け皿となる地域クラブへの加入率	%	33.5	35.3
総合型地域スポーツ クラブへの加入率	多世代が多様なスポーツ活動を行う総合型地域スポーツクラブ事業への加入率	%	10.5	11.3

こどもの健全育成に向けたスポーツ活動の推進

《主な取組》

① こどもの体力・運動能力の向上

各学校で実施する「体力・運動能力調査」における本市の現況として、運動をするこどもとしないこどもの二極化の傾向が挙げられます。学校やスポーツ団体と情報を共有し、連携しながら、スポーツ活動の活性化に取り組みます。

また、幼少期から“楽しみながら”“積極的に”体を動かすためのアクティブ・チャイルド・プログラム（A・C・P）を取り入れながら、スポーツを「好きになる、始める」きっかけをつくり、スポーツの習慣化を促進し、こどもの体力・運動能力の向上を図ります。

② こどものスポーツ機会を充実するスポーツ少年団活動への支援

スポーツ少年団へ加入し、スポーツをすることは、こどもの協調性や創造性を養い、心身ともに健康な成長と、仲間づくりにつながる取組であり、生涯にわたりスポーツに親しむ素地を養います。

こどもたちのスポーツ活動への意識高揚が図られるよう、学校、指導者、母集団、（公財）宮城県スポーツ協会等関係機関と連携し、スポーツ少年団活動を支援し、スポーツによるこどもの健全育成を図ります。また、部活動の地域展開により部活動の受け皿となる地域クラブ及び部活動指導員の確保・養成に努め、継続的にこどもたちのスポーツ活動を支援する体制の充実を図ります。

《主な事務事業》

- ・学校への啓発活動
- ・総合型地域スポーツクラブの活動支援
- ・海洋性スポーツ事業
- ・「あすチャレ！スクール」※⁸の開催
- ・「元気とめ！！スポーツ大会」の開催
- ・スポーツ少年団本部の活動支援（本部運営）と指導者、母集団研修会の開催
- ・部活動の地域展開への支援



市内小学校における「あすチャレ！スクール」（令和6年11月）

※8：「あすチャレ！ジュニアアカデミー」、「あすチャレ！スクール」

「スポーツによる夢や目標を持つ力を育み、共生社会の実現を図る」日本財団パラリンピックサポートセンターが主催するパラアスリートとの交流事業

《基本的取組 14》

生涯にわたる健康づくりと競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進

《主な取組》

①スポーツ活動を支える団体への支援と連携

本市のスポーツ活動を支える関係団体と、現状・成果・課題などの情報共有を図り、学校と連携し、スポーツ活動を推進する効果的な事業の継続と、部活動の地域展開による活動支援体制の確立を図ります。

②誰もが親しめる地域スポーツ活動の推進

スポーツ活動を通じて、健康づくりや良好なコミュニティを形成し、市全体の活力につながるよう、スポーツ団体や地域コミュニティと連携を図りながら、幼少期から生涯にわたりスポーツが継続して行われるようスポーツ活動機会の創出を図ります。

③競技力向上に向けたスポーツ活動への支援

プロスポーツチームやトップアスリートと連携し、トップレベルのスポーツに触れる機会を提供し、競技スポーツの魅力を伝え、全国規模の大会で活躍する選手の育成に向けた専門性の高い指導者の確保に取り組みます。

また、自然豊かな競技施設を生かした全国規模の大会や合宿などの誘致により、競技力の向上と交流人口の拡大を図ります。

《主な事務事業》

- ・登米市体育協会の活動支援
- ・総合型地域スポーツクラブの活動支援【再掲】
- ・登米市スポーツ推進委員会の運営支援（本部運営）
- ・体力・運動能力調査事業（スポーツ庁）
- ・海洋性スポーツ事業
- ・スポーツ少年団本部の活動支援（本部運営）【再掲】
- ・スポーツ競技会開催支援事業
- ・登米市文化・スポーツ賞表彰
- ・教育文化振興事業（全国大会等出場支援）
- ・全国規模大会の誘致
- ・社会体育委託事業（スポーツ講演会等の開催）
- ・部活動の地域展開への相談・支援【再掲】



第37回カッパーフマラソン



地域クラブ指導者研修会

スポーツ活動の充実に向けた環境づくりの推進

《主な取組》

①スポーツ施設の整備と効率的な管理運営

利用者の安全に配慮した施設の長寿命化とともに、集約化、機能移転等、効率的な管理運営に向けた施設の適正配置や、市民ニーズに基づく施設整備の検討を進め、スポーツ活動の拠点づくりに取り組めます。

②スポーツイベントの開催支援によるスポーツ活動の推進

カップハーフマラソンや長沼レガッタ等のスポーツ事業や、市民主体による大会・イベント開催を支援するとともに、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大を図り、スポーツ活動を楽しむ環境づくりに取り組めます。

③市民が求めるスポーツ活動への活動支援

指定管理団体と連携し、スポーツ施設利用者のアンケート調査によりスポーツニーズを把握し、市民が快適にスポーツ活動を実践できる環境づくりに取り組めます。

《主な事務事業》

- ・ 指定管理者制度による社会体育施設の管理運営
- ・ 巡回訪問（スポーツ団体）【再掲】
- ・ 施設の維持修繕、集約化等の検討
- ・ 社会体育委託事業（カップハーフマラソン、長沼レガッタ等の開催）
- ・ 民間によるスポーツ交流事業
- ・ 全国市町村交流レガッタへの選手派遣



長沼レガッタ優勝クルーが全国市町村交流レガッタのレースでトップを快漕

文化財保護と文化・芸術活動の充実

成果と課題

本市には、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地が数多く存在しており、また、地域に伝わる伝統芸能も数多く継承されています。そのため、これまでも愛護意識の高揚を図りながら、後世に引き継ぐための保存活動に取り組んできました。

文化財の展示保管拠点施設である歴史博物館とともに、各文化財保存施設において、歴史資料等の保存・公開に努めるほか、観光資源として活用を図っています。これからも、地域の宝である文化財が持つ魅力を広く発信し、地域を活性化させるためのコンテンツとして効果的に活用していく必要があります。

一方、歴史資料館の施設や備品等については、経年劣化が進んでいることから、文化財の保護・保存及び観光資源としての活用の観点から計画的な改修等を行っていく必要があります。特に、国指定重要文化財である「旧登米高等尋常小学校校舎」は、度重なる地震等の影響を受けていることから、来館者への安全性を確保するため耐震事業やより文化財的魅力を高める展示・活用事業を進めていきます。

また、伝統芸能の継承については、「とめ伝承芸能まつり」などの継承活動に努めてきたが、少子・高齢化等による後継者不足のため各団体の会員数が減少しており、後継者の育成が喫緊の課題です。

芸術や文化に触れ合う機会の提供については、より多くの児童生徒が参加できるように、小中学校が取り組みやすい実施方法を検討しながら継続していく必要があります。

多くの文化財や文化は、これからも後世に伝えるため引き続き保護・保存を行うとともに、広く周知を図りながら継承していくことが必要です。

方向性

- (1) 本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐための保護・保存を行うとともに、広く情報を発信し、文化・芸術及び文化財の観光資源としての活用に取り組めます。
- (2) 市民のだれもが文化・芸術に広く関わるができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会の提供を推進します。
- (3) 豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、関係機関・団体等の協力を得ながら、郷土の歴史への関心を高め、理解を深める活動と伝統芸能の保存継承に取り組めます。
- (4) デジタル技術を利用した文化財の魅力発信など、地域の貴重な文化財を効果的に活用するよう取り組めます。

目標指標

指標項目	指標の説明	単位	現況 (R 6 年度)	目標 R 12 年度
文化施設への入場者数	各文化施設への入場者数（登米祝祭劇場・歴史博物館・石ノ森章太郎ふるさと記念館・高倉勝子美術館・歴史資料館）	人	196,233	200,000
文化財保護団体等の活動回数	市指定無形民俗文化財保護団体等の活動回数	回	476	490



地域伝承文化振興事業「とめ伝承芸能まつり」

文化・芸術の鑑賞や発表の機会の充実と支援

《主な取組》

①文化や芸術に親しむ機会の提供

美術館などの文化芸術施設の適切な管理運営と集客を図り、文化・芸術に親しむ機会を提供します。

また、児童生徒に優れた文化・芸術を鑑賞する機会を提供するため、引き続き巡回小劇場・青少年劇場小公演を開催するほか、小中学校に対し各種公演等の情報提供を行います。

《主な事務事業》

- ・みやぎの文化育成支援事業
- ・文化施設指定管理事業



令和7年度宮城県巡回小劇場

文化財の保存・継承と活用の推進

《主な取組》

①文化財の調査研究と保存活用

文化財の保存活用を推進するため、本市に伝わる貴重な歴史資料等の調査研究と公開に努め、指定文化財への支援を行うほか、埋蔵文化財包蔵地の適正な管理のため宮城県文化財課と連携した発掘調査等を行います。

②伝統芸能等の保存伝承と担い手育成

伝統芸能等の無形民俗文化財の保存伝承、発表の機会の提供及び後継者育成のため、財政的支援や情報提供等を行います。

《主な事務事業》

- ・ 指定・登録文化財等調査事業
- ・ 埋蔵文化財包蔵地確認調査事業
- ・ 歴史資料館維持修繕事業
- ・ 文化財標柱修繕事業
- ・ 文化財保護支援事業
- ・ 地域伝承文化振興事業

ユネスコ無形文化遺産
「来訪神：仮面・仮装の神々」
(国指定重要無形民俗文化財)

米川の水かぶり



7 計画の推進

(1) 関係機関、関係団体等との連携

本計画の推進に当たっては、教育委員会や学校・教育機関だけでなく、子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭をはじめ、地域や関係団体等との連携・協働が不可欠です。また、子育て、福祉、地域づくりなど、市の関係部局が相互の連携・協力を図る組織横断的な取組が必要であるほか、国や県の関係機関等との連携・協力も重要であります。

(2) 登米市教育基本方針及びアクションプランの作成

「登米市教育振興基本計画」に基づき推進する事業の方針を定めるため「登米市教育基本方針及びアクションプラン」を毎年度作成いたします。

その中で施策の基本方向において、毎年度、重点的取組を定めて推進してまいります。

(3) 点検・評価等及び進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年度、事務事業等の点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な事務事業等の実施を図り、適正かつ効率的な教育行政の運営に努めます。

登米市教育振興基本計画、登米市教育基本方針及びアクションプランの進行管理については、「計画等(P l a n)」に基づき様々な取組を「実施(D o)」し、翌年度その実施状況について、「点検及び評価(C h e c k)」を行い、毎年度、取組内容の「改善・見直し(A c t i o n)」を図ることにより、計画の一層の推進に繋げるとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

施策の成果指標と目標値

施策の基本方向	指標項目	指標の説明	単 位	現 況 (R6年度)	目 標 R12年度
1-1 豊かな人間性や 社会性と健やか な体の育成	市標準学力調査 (質問紙)にお ける全国平均と の対比	自己肯定感(自分によいところがある) の全国平均との対比(小学校6年生)	%	101.0	105.0
		自己肯定感(自分によいところがある) の全国平均との対比(中学校3年生)	%	100.3	105.0
	体力・運動能力 調査における全 国平均との対比	小学校児童の体力・運動能力の全国平 均との対比(小学校5年生)	%	男子 100.8 女子 102.4	男子 102.0 女子 104.0
		中学校生徒の体力・運動能力の全国平 均との対比(中学校2年生)	%	男子 101.6 女子 104.2	男子 103.0 女子 105.0
	不登校児童生徒 の学びの保障の 割合	不登校児童生徒のうち、けやき教室や 心のケアハウス、別室登校などにより 学びの保障が行き届いている割合	%	95.6	98.0
1-2 学ぶ力・自立す る力の育成	標準学力調査に おける全国平均 との対比	小学生の学力の全国平均との比較	%	93.0	96.0
		中学生の学力の全国平均との比較	%	87.9	94.0
	分かりやすい授 業の実施	全校児童生徒へのアンケート結果で、 「良く分かる・分かる」の割合	%	94.5	97.0
1-3 多様なニーズに 対応し誰一人取 り残さない教育 の推進	特別支援学校と の交流	特別支援学校に通う児童生徒が居住地 の小中学校に通う児童生徒と交流及び 共同学習した割合	%	100.0	100.0
	特別支援理解に 関する研修会	各校における「特別支援」に関する研 修会の実施の割合 (実施校数/全学校数)	%	100.0	100.0
	学習支援員配置 に関する満足度	特別な支援が必要な児童生徒の学級に おける満足度	%	69.9	75.0

施策の基本方向	指標項目	指標の説明	単位	現況 (R6年度)	目標 R12年度
2-1 信頼される魅力のある教育環境づくり	分かりやすい授業の実施	全校児童生徒へのアンケート結果で「良く分かる・分かる」の割合	%	94.0	97.0
2-2 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくり	地域や社会のために何かをすべきかを考える児童生徒の全国平均との対比	全国学力・学習状況調査質問紙調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の全国平均との比較	—	小学生 102.3 中学生 103.9	小学生 105.0 中学生 106.0
	学校支援ボランティアの参加者数	学校支援ボランティアの登録者数	人	460	500
3-1 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実	社会教育事業への延べ参加者数	公民館、ふれあいセンター、図書館(室)、視聴覚センター、サトウサトルミュージアムにて開催した社会教育事業	人	65,038	67,600
3-2 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進	スポーツ少年団等加入率 (小学生・中学生)	スポーツに親しむ各種スポーツ少年団や部活動の地域展開の受け皿となる地域クラブへの加入率	%	33.5	35.3
	総合型地域スポーツクラブへの加入率	多世代が多様なスポーツ活動を行う総合型地域スポーツクラブ事業への加入率	%	10.5	11.3
3-3 文化財保護と文化・芸術活動の充実	文化施設への入場者数	各文化施設への入場者数(登米祝祭劇場・歴史博物館・石ノ森章太郎ふるさと記念館・高倉勝子美術館・歴史資料館)	人	196,233	200,000
	文化財保護団体等の活動回数	市指定無形民俗文化財保護団体等の活動回数	回	476	490

第3期登米市の教育等の振興に関する施策の大綱の策定経過 第3期登米市教育振興基本計画の策定経過

月日	会議名等	場所	対象	内容
R7.7.23	第1回登米市教育振興基本計画等策定委員会	中田庁舎	教育委員会職員 (次長、課長級)	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針(案) 策定体制(案) 策定スケジュール(案)
R7.7.24	令和7年第7回 教育委員会7月定例会議	中田庁舎	教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針(案) 策定体制(案) 策定スケジュール(案)
R7.7.31	第1回登米市教育振興基本計画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 (課長補佐、係長級)	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(案) 施策の大綱(構成案) 基本計画(構成案)
R7.10.16	第2回登米市教育振興基本計画等策定委員会	中田庁舎	教育委員会職員 (次長、課長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.10.16	第2回登米市教育振興基本計画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 (課長補佐、係長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.10.24	令和7年第10回 教育委員会10月定例会議	中田庁舎	教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.10	第3回登米市教育振興基本計画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 (課長補佐、係長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.13	市議会 教育民生常任委員会	迫庁舎 第2委員会室	市議会	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.14	第4回登米市教育振興基本計画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 (課長補佐、係長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.17	第3回登米市教育振興基本計画等策定委員会	中田庁舎	教育委員会職員 (次長、課長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.21	令和7年第11回 教育委員会11月定例会議	中田庁舎	教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案)
R7.11.26	第4回登米市教育振興基本計画等策定委員会	中田庁舎	教育委員会職員 (次長、課長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案) 教育基本方針(構成案)
R7.11.26	第5回登米市教育振興基本計画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 (課長補佐、係長級)	<ul style="list-style-type: none"> 施策の大綱(素案) 基本計画(素案) 基本方針(構成案)

月日	会議名等	場所	対象	内容
R7.12.1	第18回登米市総合教育会議	迫庁舎	市長、 教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（素案） ・基本計画（素案）
R7.12.5 ～R8.1.6	市民公募意見 （パブリックコメント）	登米市役所、 各総合支所、 各公民館、 ふれあいセン ター、 ホームページ	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（案） ・基本計画（案）
R7.12.19	第6回登米市教育振興基本計 画等策定委員会作業部会	中田庁舎	教育委員会職員 （課長補佐、係長 級）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（素案）
R7.12.24	令和7年第12回 教育委員会12月定例会議	中田庁舎	教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（案） ・基本計画（案） ・基本方針（素案）
R7.11.18	関係団体意見聴取 社会教育3団体合同会議	宝江ふれあい センター	社会教育委員 スポーツ推進審議 会委員ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（案） ・基本計画（案）
R7.12.12	関係団体意見聴取 登米市立小学校長会 登米市立中学校長会	—	小中学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（案） ・基本計画（案）
R8.1.9	第5回登米市教育振興基本計 画等策定委員会	中田庁舎	教育委員会職員 （次長、課長級）	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の大綱（案） ・基本計画（案） ・基本方針（素案）
R8.1.21	令和8年第1回 教育委員会1月定例会議	中田庁舎	教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・基本方針（案）
R8.1.28	第19回登米市総合教育会議	迫庁舎	市長、 教育長、 教育委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・基本方針（案）

